

平成28年度実施施策に関する事後評価等の実施計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第7条第1項の規定等に基づき、平成28年度実施施策に関する事後評価実施計画を下記のとおり定める。

記

1. 計画期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間とする。

2. 計画期間において事後評価の対象とする政策

原子力規制委員会が行う主要な政策のすべてを対象とし、共通の方針を有する施策のまとまりを単位として実施する。具体的には、平成28年度原子力規制委員会の政策体系（平成28年3月30日原子力規制委員会決定）に定める「施策目標」を対象とする。

3. 平成28年度実施施策に係る事後評価の実施方法

- ① 政策の所管課室等は、平成28年度実施施策について、平成28年度実施施策に係る事前分析表（平成28年8月24日原子力規制委員会決定）において設定した指標等によって測定を行い、施策に係る現状及び課題等の分析を踏まえて事後評価を行う。事後評価の結果を、評価対象の施策目標ごとに別紙1の様式による政策評価書（案）として作成する。
- ② 長官官房総務課は、政策評価書（案）を取りまとめ、政策評価懇談会の意見を求め、原子力規制委員会での審議、決定を経て、8月を目途に政策評価書を公表する。
- ③ 原子力規制委員会のメールフォーム等を通じて国民から寄せられた政策評価書に関する意見・要望については、関係する課室等で適切に活用する。
- ④ 事後評価の結果は、今後の施策の企画立案及び予算要求等において活用することとし、PDCAサイクルを適切に機能させていくことに努める。長官官房総務課は、事後評価結果の政策への反映状況について審査し、必要に応じて政策の所管課室等に対して意見を述べる。

4. 平成29年度実施施策に係る事後評価への準備

平成29年度実施施策については、当該年度に作成する「平成29年度実施施策に係る事前分析表」において設定した目標に対して、事後評価を行う。そのため、別紙2の様式により「平成29年度実施施策に係る事前分析表」を作成する。長官官房総務課は、8月を目処に事前分析表を取りまとめて公表する。

以上